



2015年5月1日

各位

スパークス・グループ株式会社
代表取締役社長 阿部 修平
(東証JASDAQスタンダード:8739)

定款一部変更に関するお知らせ

今後の事業展開に備えて事業目的を追加 等

当社は、本日開催の取締役会において、2015年6月2日開催予定の第26回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

■ 変更の理由

(1) 今後の事業展開に備えるため、当社定款第2条(目的)第1項に新たな事業領域を追加するものがあります。なお、当該事業領域において新規に事業を行う場合には、事前に当社取締役会における審議・決定を経た上で実行いたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等ではない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第25条(取締役の責任免除)及び第32条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、定款第25条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

■ 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

■ 日程

- ✓ 定款変更のための定時株主総会開催日 : 2015年6月 2日(予定)
- ✓ 定款変更の効力発生日 : 2015年6月 2日(予定)

■ 本件に関するお問い合わせ先

スパークス・グループ株式会社 経営管理部
TEL : 03-6711-9100 / FAX : 03-6711-9101



【別紙】現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</p> <p>2. その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務</p> <p>3. 再生可能エネルギー等による発電及び電気の供給に関する業務 (新設)</p> <p>4. 不動産の売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用</p> <p>② 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国法人の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理することを目的とする。</p> <p>1. 金融商品取引法に規定する金融商品取引業</p> <p>2. その他の金融サービスおよびそれに付帯または関連する業務</p> <p>3. 再生可能エネルギー等による発電及び電気の供給に関する業務</p> <p>4. <u>水素等の新エネルギー資源の製造及び供給に関連する事業</u></p> <p>5. <u>不動産の開発・売買・交換・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用</u></p> <p>② 当社は、前項に付帯する業務を営むことができる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第25条(条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第25条(現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第32条(条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第32条(現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>